

X 工場排水指導等

1	特定事業場	X- 1
2	監視・指導状況	X- 2
3	水質加算使用料に係る水質調査結果	X- 9
4	水質管理講習会の開催	X- 9

1 特定事業場

令和3年度末の特定事業場数は、750事業場であった。特定施設別の事業場数、排水量及び除害施設設置事業場数を表-1に示す。

表-1 特定施設別特定事業場数

特定施設番号	業種	事業場数	合計排水量 (m ³ /日)	除害施設設置 事業場数
1-2	畜産農業またはサービス業	4	654	0
2	畜産食料品製造業	6	445	3
3	水産食料品製造業	15	686	3
4	野菜・果実の保存食料品製造業	6	164	1
5	味噌・醤油・食酢製造業	8	24	0
7	砂糖製造業	2	548	2
8	製あん業	6	68	0
10	飲料製造業	10	137	1
11	動物系資料または有機質肥料の製造業	1	1	1
12	動植物油脂製造業	1	100	1
16	めん類製造業	17	244	1
17	豆腐又は煮豆製造業	22	225	1
18-2	冷凍調理食品製造業	2	69	1
19	紡績業・繊維製品製造業若しくは加工業	4	6	0
23-2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	22	217	1
24	化学肥料製造業	1	8	0
26	無機顔料製造業	1	90	1
27	無機化学工業製品製造業	10	431	8
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	1	3	0
33	合成樹脂製造業	1	3	1
38	石鹼製造業	1	19	1
40	脂肪酸製造業	1	131	1
51	石油精製業	1	2	1
51-2	タイヤ・チューブ・工業用ゴム製品製造業	4	13	1
53	ガラス製品製造業	2	28	1
54	セメント製品製造業	2	29	2
55	生コンクリート製造業	3	4	1
61	鉄鋼業	2	90	2
62	非鉄金属製造業	2	148	2
63	金属製品又は機械器具製造業	7	308	3
64-2	水道施設	5	59	4
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	31	594	16
66	電気めっき施設	22	1613	19
66-3	旅館業	2	287	0
66-5	弁当製造業	6	492	2
66-6	飲食店	28	2551	4
67	洗濯業	101	750	15
68	写真現像業	34	42	0
68-2	病院	24	5416	13
69	と畜業・へい獣取扱業	1	249	1
69-3	中央卸売市場	1	127	0
70-2	自動車分解整備業	10	120	10
71	自動式車両洗浄施設	250	1396	250
71-2	科学技術に関する研究等を行う事業場	52	3315	18
71-3	一般廃棄物処理施設	4	783	3
71-4	産業廃棄物処理施設	6	1088	5
71-5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	1	9	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	6	374	5
DXN2	アセチレン洗浄施設	0*(1**)	0*(3**)	0*(0**)
DXN15	廃棄物焼却炉のガス処理施設及び灰の貯留施設	1*(5**)	132*(785**)	1*(4**)
DXN16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設及び分離施設	0*(1**)	0*(63**)	0*(1**)
	合計	750	24289	407

注1) DXN2,15,16はダイオキシン類に係る特定施設番号

注2) *ダイオキシン類のみに係る事業場数及び排水量

注3) **ダイオキシン類のほかにも特定施設を有する事業場数及び排水量

注4) 合計排水量の値については、それぞれ小数点以下を四捨五入している。

2 監視・指導状況

(1) 監視対象事業場

令和3年度の監視対象事業場は、非特定事業場を含め494事業場であった。特定施設別及び非特定事業場の事業場数及び排水量を表-2に示す。

表-2 特定施設別監視対象事業場数

特定施設番号	業 種	事業場数	合計排水量 (m ³ /日)
1-2	畜産農業又はサービス業	2	634
2	畜産食料品製造業	4	420
3	水産食料品製造業	10	654
4	野菜・果実の保存食料品製造業	5	147
7	砂糖製造業	2	548
8	製めん業	1	39
10	飲料製造業	3	83
12	動植物油脂製造業	1	100
16	めん類製造業	1	140
17	豆腐又は煮豆製造業	1	150
18-2	冷凍調理食品製造業	1	65
23-2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	5	159
26	無機化学工業製品製造業	1	90
27	合成樹脂製造業	8	416
38	石鹼製造業	1	19
40	脂肪酸製造業	1	131
51-2	工業用ゴム製品等製造業	2	9
53	ガラス製品製造業	1	6
54	セメント製品製造業	1	4
55	生コンクリート製造業	1	2
61	鉄鋼業	2	90
62	非鉄金属製造業	2	148
63	金属製品又は機械器具製造業	5	302
64-2	浄水施設	1	39
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	18	448
66	電気めっき施設	21	1,612
66-3	旅館業	1	247
66-5	弁当製造業	5	481
66-6	飲食店	14	1,575
67	洗たく業	15	306
68-2	病院	24	5,416
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	249
69-3	地方卸売市場	1	127
70-2	自動車分解整備業	10	120
71	自動式車輛洗浄施設	250	1,396
71-2	科学技術に関する研究等を行う事業場	41	3,285
71-3	一般廃棄物処理施設	4	783
71-4	産業廃棄物処理施設	4	1,085
71-4	トリクロロエチレン等による洗浄施設	1	9
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	372
DXN 15	廃棄物焼却炉のガス処理施設及び灰の貯留施設	1*(4**)	132*(783**)
DXN 16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設及び分離施設	0*(1**)	0*(63**)
	非特定事業場	16	3,007
	合 計	494	25,043

注1) DXN15,16はダイオキシン類に係る特定施設番号

注2) * ダイオキシン類のみに係る事業場数及び排水量

注3) ** ダイオキシン類のほかにも特定施設を有する事業場数及び排水量

注4) 合計排水量の値については、それぞれ小数点以下を四捨五入している。

(2) 監視事業場に対する立入及び採水の実施状況

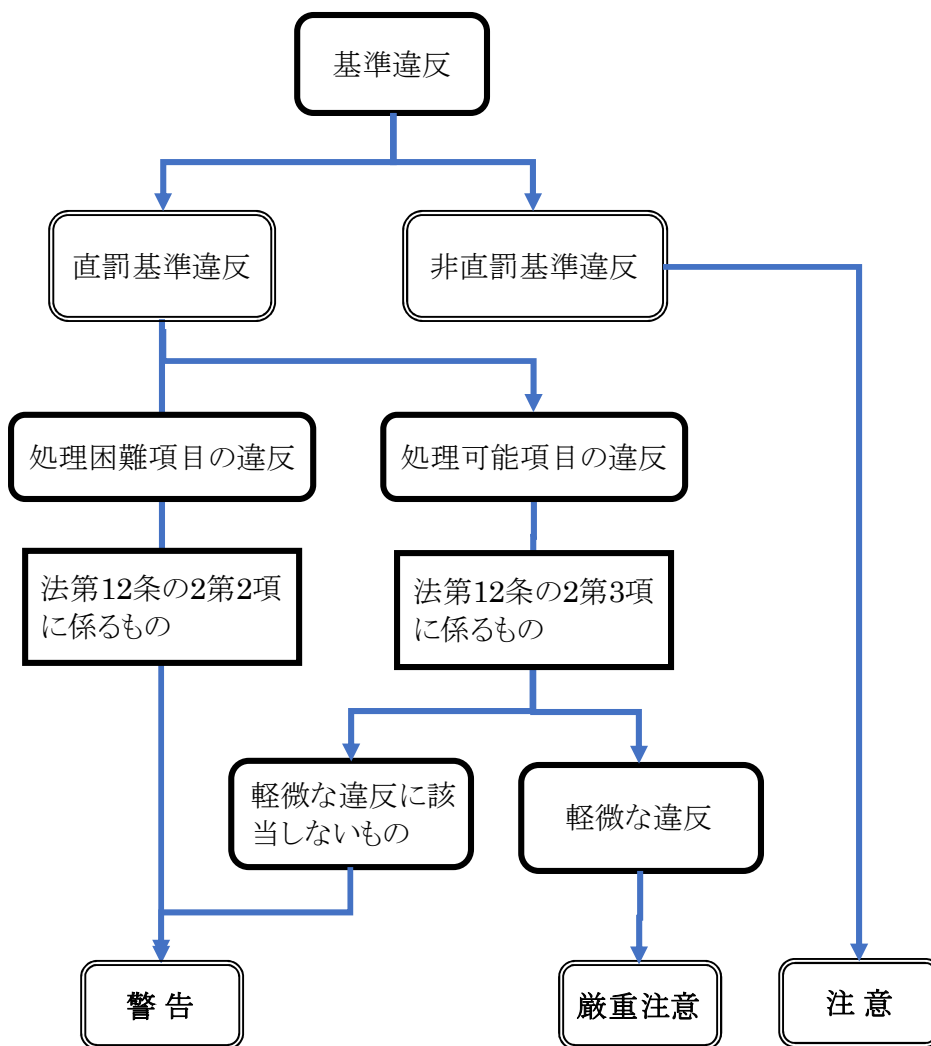
令和3年度の監視状況（立入回数、採水回数、検体数及び項目数）を処理区別に表－3に示す。

表－3 処理区別立入及び採水実施状況

処理区	立入回数	採水回数	検体数	項目数
新町	22	46	48	442
日明	64	212	303	1,775
曾根	10	49	59	383
皇后崎	64	108	162	992
北湊	42	85	90	1,502
全処理区	202	500	662	5,094

(3) 行政指導の区分及び排除基準

排除基準違反に対する行政指導の区分は図－1に、下水道への排除基準を表－4に示す。



図－1 基準違反に対する行政指導区分

表-4 公共下水道に排除される下水の水質基準

物質名又は項目	対象		特 定 事 業 場			特定事業場以外の工場・事業場				
	排水量		50m ³ /日未満		50m ³ /日以上			1250m ³ /月	1250~	5000m ³ /月
	1250m ³ /月	1250~	1250m ³ /月	1250~	5000m ³ /月	1250m ³ /月	5000m ³ /月	5000m ³ /月		
	未満	5000m ³ /月	未満	5000m ³ /月	以上	未満	以上	以上		
有害物質	カドミウム及びその化合物		0.03 以下			0.03 以下				
	シアン化合物		1 以下			1 以下				
	有機リン化合物		1 以下			1 以下				
	鉛及びその化合物		0.1 以下			0.1 以下				
	六価クロム化合物		0.5 以下			0.5 以下				
	砒素及びその化合物		0.1 以下			0.1 以下				
	水銀及びアルキル水銀		0.005 以下			0.005 以下				
	その他の水銀化合物		0.005 以下			0.005 以下				
	アルキル水銀化合物		検出されないこと			検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル		0.003 以下			0.003 以下				
	トリクロロエチレン		0.1 以下			0.1 以下				
	テトラクロロエチレン		0.1 以下			0.1 以下				
	ジクロロメタン		0.2 以下			0.2 以下				
	四塩化炭素		0.02 以下			0.02 以下				
	1,2-ジクロロエタン		0.04 以下			0.04 以下				
	1,1-ジクロロエチレン		1 以下			1 以下				
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下			0.4 以下				
	1,1,1-トリクロロエタン		3 以下			3 以下				
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06 以下			0.06 以下				
	1,3-ジクロロプロペン		0.02 以下			0.02 以下				
	チウラム		0.06 以下			0.06 以下				
	シマジン		0.03 以下			0.03 以下				
	チオベンカルブ		0.2 以下			0.2 以下				
	ベンゼン		0.1 以下			0.1 以下				
	セレン及びその化合物		0.1 以下			0.1 以下				
	ほう素及びその化合物		10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)			10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)				
ふっ素及びその化合物		8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)			8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)					
1,4-ジオキサン		0.5 以下			0.5 以下					
ダイオキシン類		10 以下			10 以下					
生活環境	フェノール類		5 以下		5 以下		5 以下			
	銅及びその化合物		3 以下		3 以下		3 以下			
	亜鉛及びその化合物		2 以下		2 以下		2 以下			
	鉄及びその化合物(溶解性)		10 以下		10 以下		10 以下			
	マンガン及びその化合物(溶解性)		10 以下		10 以下		10 以下			
	クロム及びその化合物		2 以下		2 以下		2 以下			
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		—*	1500 以下	—*	1500 以下	600 以下	—*	1500 以下	600 以下
			1500** 以下		1500** 以下		1500** 以下		1500** 以下	
	浮遊物質質量(S S)		—	1500 以下	—	1500 以下	600 以下	—	1500 以下	600 以下
	水素イオン濃度(p H)		5 以上10.5 以下		5 以上	5 以上	5 以上	5 以上10.5 以下		5 以上
目 等	ノルマルヘキサン		20 以下		20 以下		20 以下		20 以下	
	抽出物質含有量		5 以下		5 以下		5 以下		5 以下	
	動植物油脂類		—	150 以下	—	150 以下	30 以下	—	150 以下	30 以下
	窒素		—***	600 以下	—***	600 以下	240 以下	—***	600 以下	240 以下
	リン		—***	80 以下	—***	80 以下	32 以下	—***	80 以下	32 以下
	温度(°C)		45 未満		45 未満		45 未満		45 未満	
	沃素消費量		220 未満		220 未満		220 未満		220 未満	

(注意)

1. 単位は、pH、温度及びダイオキシン類を除き、すべて mg/L である。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/L である。
2. 特定事業場に対する月間排水量の適用は、BOD 以下の項目についてである。
3. は、直罰に係る水質基準である。

- * 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る。)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く。)の場合
 ** 上記以外の汚水の場合
 *** 終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く。

(4) 排除基準違反

令和3年度は、排除基準のある延べ4,803項目について水質検査を行った。そのうち、違反に係るものは13項目（違反率としては0.3%）であった。表-5に項目別違反状況を示す。違反事業場（延べ12事業場）に対する措置として行った行政指導は、文書指導13件（警告2件、注意（厳重注意を含む。）11件）であった。表-6に文書指導を実施した違反業種を示す。

表-5 項目別違反状況

項目	測定数	違反数	違反率%
カドミウム及びその化合物	111		
シアン化合物	118		
有機燐化合物	12		
鉛及びその化合物	156		
六価クロム化合物	162		
砒素及びその化合物	89		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	275	1	0.4
アルキル水銀化合物	13		
ポリ塩化ビフェニル	16		
トリクロロエチレン	97		
テトラクロロエチレン	97		
ジクロロメタン	89		
四塩化炭素	89		
1,2-ジクロロエタン	89		
1,1-ジクロロエチレン	89		
シス-1,2-ジクロロエチレン	89		
1,1,1-トリクロロエタン	97		
1,1,2-トリクロロエタン	89		
1,3-ジクロロプロペン	89		
チウラム	12		
シマジン	12		
チオベンカルブ	12		
ベンゼン	94		
セレン及びその化合物	53	1	1.9
ほう素及びその化合物	111		
ふっ素及びその化合物	125		
1,4-ジオキサン	70		
ダイオキシン類	12		

項目	測定数	違反数	違反率%
フェノール類	12		
銅及びその化合物	120		
亜鉛及びその化合物	125		
鉄及びその化合物(溶解性)	21		
マンガン及びその化合物(溶解性)	16		
クロム及びその化合物	130		
生物化学的酸素要求量	351	2	0.6
浮遊物質	392		
水素イオン濃度	627	2	0.3
鉛油類	57	2	3.5
動植物油脂類	249	1	0.4
窒素	119		
燐	110	2	1.8
温度	99	2	2.0
沃素消費量	8		
合計	4,803	13	0.3

表-6 文書指導した事業場の業種

業種	違反項目	測定値	基準値
食料品製造業	燐	35	32
洗濯業	鉛油類	6	5
洗濯業	鉛油類	11	5
化学工業	温度(°C)	48	45
飲食料品卸売業	燐	85	80
医療業	動植物油脂類	41	30
食品製造業	水素イオン濃度	9.3	5~9
化学製品製造業	水銀及びアルカリ水銀 その他の水銀化合物	0.0061 0.0069	0.005
化学製品製造業	水素イオン濃度	12.2	5~10.5
医療業	生物化学的酸素要求量	780	600
食料品製造業	生物化学的酸素要求量	2200	1500
洗濯業	温度(°C)	55	45
はん用機械・装置製造業	セレン及びその化合物	0.38	0.1

単位:pH及び温度を除き、全てmg/L。

(5) 報告状況

令和3年度に行った報告徴収の状況を表-7に示す。なお、報告数のうち、カッコ内は有害物質に関するものである。

表-7 報告徴収状況

報告の種類	回答数等（健康項目）
水質基準違反に対する報告	13（2）
自己測定結果の報告	1,049（535）

(6) 特定施設等に関する届出状況

届出総件数は124件であり、詳細を表-8に示す。

表-8 届出状況

届出の種類	届出数
特定施設設置	37
特定施設の構造等変更	10
氏名変更等	40
承 継	4
特定施設使用廃止	30
除害施設設置届出書等	2
公共下水道使用開始	1
合 計	124

(7) ポンプ場等の水質監視

令和3年7月14日と令和3年11月17日に、事業場排水の監視強化を目的として北湊処理区のポンプ場及び主要幹線における水質調査を実施した。北湊処理区の管路系統を図-2に示し、水質分析結果を表-9及び表-10に示す。

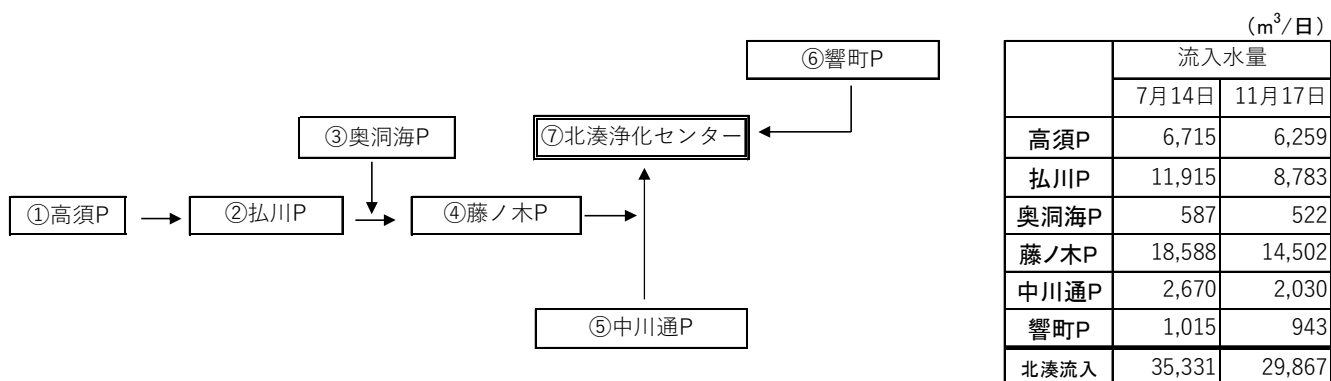


図-2 処理区の管路系統

表-9 水質分析結果 (令和3年7月14日採水分)

	高須ポン プ場	弘川ポン プ場	奥洞海ポ ンプ場	藤ノ木ポン プ場	中川通ポ ンプ場	響町ポン プ場	北湊浄化 センター流 入	下水 排除基準 (5,000m ³ /日以上)	単位
調査年度	R3.7	R3.7	R3.7	R3.7	R3.7	R3.7	R3.7		
採水時間	11:50	10:40	11:15	11:20	11:00	10:20	9:00		
pH	7.3	7.3	7.0	7.4	7.1	8.2	7.6	5~9	—
温度	—	—	—	26.7	26.3	29.1	26	45	°C
Cd	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	mg/L
CN	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1	mg/L
有機リン化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1	mg/L
Pb	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	mg/L
6-Cr	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5	mg/L
As	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	mg/L
Hg	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.005	mg/L
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	mg/L
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	mg/L
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	0.1	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3	mg/L
Cu	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3	mg/L
Zn	<0.2	<0.2	0.3	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2	mg/L
T-Cr	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2	mg/L
F	<0.1	0.3	0.4	0.1	0.3	1	<0.1	8	mg/L
BOD	73	140	1900	120	74	30	68	600	mg/L
COD	71	130	1200	96	48	59	52	—	mg/L
SS	44	180	1100	150	19	41	34	600	mg/L
Oil	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—	5	mg/L
Fat	9	14	95	9	5	2	—	30	mg/L
Se	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	mg/L
フェノール	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	5	mg/L
全Fe	0.7	0.4	1.7	0.34	0.22	0.6	<0.05	10	mg/L
全Mn	0.09	0.06	0.19	0.06	0.08	<0.05	<0.05	10	mg/L
T-P	2.5	4.3	21	4.6	1.4	0.89	2.3	32	mg/L
T-N	21	43	120	47	15	20	23	240	mg/L
ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2	mg/L
四塩化炭素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.4	mg/L
1,1,1,2-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロパン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	mg/L
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06	mg/L
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03	mg/L
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2	mg/L
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	mg/L
B	<0.1	<0.1	0.4	<0.1	0.9	0.2	0.1	10	mg/L
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003	mg/L
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5	mg/L
電導度(μS/cm)	728	916	7990	1230	9470	7880	3070	—	μS/cm
ニッケル	0.004	0.005	0.04	0.01	0.004	0.15	0.036	—	mg/L
モリブデン	<0.001	0.001	0.008	0.01	0.003	0.12	0.008	—	mg/L
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03	<0.001	—	mg/L
酢酸	4	15	53	22	16	26	17*	—	mg/L
Ag	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	mg/L
トルエン	—	—	—	—	—	—	—	—	mg/L

* 北湊浄化センター流入水の酢酸は、初沈流出水の値

表-10 水質分析結果 (令和3年11月17日採水分)

	高須ポン プ場	弘川ポン プ場	奥洞海ポ ンプ場	藤ノ木ポン プ場	中川通ポ ンプ場	響町ポン プ場	北湊浄化 センター流 入	下水 排除基準 (5,000m ³ /日以上)	単位
調査年度	R3.11	R3.11	R3.11	R3.11	R3.11	R3.11	R3.11		
採水時間	13:25	14:00	11:25	11:05	10:45	10:05	8:53		
pH	7.6	7.3	7.9	7.3	7.1	8.1	7.4	5~9	—
温度	22.8	23.2	21.0	22.7	21.9	25.8	22.6	45	℃
Cd	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	mg/L
CN	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1	mg/L
有機リン化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1	mg/L
Pb	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	mg/L
6-Cr	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5	mg/L
As	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	mg/L
Hg	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.005	mg/L
アルキル水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	mg/L
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	mg/L
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	3	mg/L
Cu	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3	mg/L
Zn	<0.2	<0.2	0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2	mg/L
T-Cr	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2	mg/L
F	<0.1	<0.1	0.2	0.2	0.2	1	<0.1	8	mg/L
BOD	100	290	850	120	97	48	75	600	mg/L
COD	69	180	520	81	59	230	55	—	mg/L
SS	46	700	580	64	22	310	44	600	mg/L
Oil	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—	5	mg/L
Fat	10	250	170	15	9	12	—	30	mg/L
Se	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	mg/L
フェノール	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	5	mg/L
全Fe	0.46	0.44	1.8	0.32	0.22	0.90	0.25	10	mg/L
全Mn	0.06	0.05	0.15	0.06	0.06	0.09	<0.05	10	mg/L
T-P	3.4	4.9	36	3.1	2.1	1.0	1.9	32	mg/L
T-N	24	42	140	27	220	27	22	240	mg/L
ジクロロメタン	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2	mg/L
四塩化炭素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1	mg/L
トリス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.4	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	mg/L
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06	mg/L
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03	mg/L
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2	mg/L
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	mg/L
B	<0.1	<0.1	0.6	0.2	0.7	0.1	<0.1	10	mg/L
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003	mg/L
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.048	<0.005	0.5	mg/L
電導度(μS/cm)	718	1020	8220	918	8720	15100	1380	—	μS/cm
ニッケル	0.003	0.004	0.1	0.03	0.004	0.37	0.022	—	mg/L
モリブデン	0.07	0.007	0.02	0.03	0.01	2.1	0.063	—	mg/L
アンチモン	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03	<0.001	—	mg/L
酢酸	3	11	<1	4	14	26	<1	—	mg/L
Ag	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	mg/L
トルエン	<0.001	0.006	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	mg/L

3 水質加算使用料に係る水質調査結果

令和3年度の水質加算使用料に係る予備検査結果及び認定事業場数を表-11に示す。27事業場に対して調査を行い、うち8事業場がBOD、COD、SSのいずれかが200mg/lを超え、申告対象となった。また、上記の水質調査及び自主申告に基づき、1事業場が使用料の加算対象事業者となった。

表-11 水質加算使用料に係る予備水質調査等結果

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
調査事業場数	2	9	5	4	2	4	1	27
超過事業場数 ^{*1}	2	0	3	0	0	2	1	8
BOD超過数	2	0	2	0	0	2	1	7
COD超過数	0	0	0	0	0	0	0	0
SS超過数	0	0	1	0	0	1	0	2
加算認定事業所数 ^{*2}	0	0	0	0	0	1	0	1

*1 スクリーニングのため行った水質検査結果で、BOD、COD、SSのいずれかが200mg/l以上の事業場

*2 令和3年度、使用料の加算対象となった事業場数

4 水質管理講習会の開催

公共下水道への悪質下水の排除を未然防止する観点から、法令遵守や排水処理技術などについての啓発を目的として、水質管理講習会を毎年開催している。令和3年度は、11月2日に開催した。

参加者は34事業場49名で、下水道への排水基準や監視指導の状況について講義を行った。

令和3年度水質管理講習会

